

建設技術審査証明事業（建築技術） 業務手数料規程		頁 No. 1 / 3
		BTRI-M203-08
2004 年 8 月 17 日制定	2021 年 4 月 1 日改訂	2021 年 4 月 1 日施行

（趣旨）

第 1 条 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めた建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程（以下「業務規程」という。）第 31 条に基づき、財団が実施する審査証明業務に係る手数料（以下「審査証明手数料」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

（審査証明手数料）

第 2 条 財団は、審査証明の依頼を引き受けたときは、依頼区分に応じ、下表に掲げる「手数料」の額の請求書を依頼者に対して発行する。

依頼区分	開発目標数	手数料（税込）
新規 （業務規程第 12 条）	2 以下	2,530,000 円
	3 以上 5 以下	2,970,000 円
	6 以上	別途算定
変更 （業務規程第 20 条第 2 号）	—	990,000 円
更新 [※] （業務規程第 21 条）	—	660,000 円
軽微な変更 （業務規程第 20 条第 1 号）	—	110,000 円 （ただし、代表者名又は所在地の変更等の形式的な変更に限る場合は、33,000 円）
再交付 （業務規程第 22 条）	—	33,000 円

※更新において、変更の内容が含まれる場合は、変更の額の 2/3 を加算した額とする。

2 依頼者が複数社の場合は、内容に応じ別途算定した額の請求書を依頼者に対して発行する。ただし、依頼者が複数社の場合であっても、複数社が共同で依頼技術を運用する体制である場合は、前項に掲げる手数料の額とする。

建設技術審査証明事業（建築技術） 業務手数料規程		頁 No. 2 / 3
		BTRI-M203-08
2004 年 8 月 17 日制定	2021 年 4 月 1 日改訂	2021 年 4 月 1 日施行

（審査証明手数料の加算）

第 3 条 財団は、下表のいずれかに該当する場合は、右欄に定める「加算額」の請求書を、前条の請求書とは別に依頼者に対して発行する。

審査証明手数料の加算が発生する場合		加算額（税込）
専門委員会 の開催回数	新規 専門委員会の開催回数が 6 回以上の場合	275,000 円 (1 開催ごと)
	変更 専門委員会の開催回数が 3 回以上の場合	
	更新 専門委員会の開催回数が 2 回以上の場合	
開発目標の 変更	業務規程第 17 条の規程より開催目標の変更を行い、変更後の開発目標の項目数が増えた場合	第 2 条審査証明手数料 の差額 (変更後－変更前)
現場調査	業務規程第 14 条第 2 項第 5 号及び第 6 号並びに第 21 条第 4 項に基づいて現場調査等を行った場合（東京から概ね 50km を超える場合に限る）	当該現地調査に要した額
小冊子の増刷等	業務規程第 25 条第 2 項の規程により小冊子の増刷等を行う場合	当該小冊子の増刷等に要した額
軽微変更の小冊子作成	軽微な変更において、小冊子の作成等を希望する場合	当該小冊子作成等に要した額

（その他の経費）

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、財団は依頼者と協議して必要となった経費について、請求することができる。

（審査証明手数料の減額）

第 5 条 審査証明業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、第 2 条及び第 3 条に掲げる金額を減額して適用することができるものとする。

（審査証明手数料の支払い）

第 6 条 審査証明手数料の納入は、財団の指定する金融機関への振り込みによるものとする。

2 前項にかかわらず、依頼者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

3 前 2 項の納入に要する手数料は、依頼者の負担とする。

建設技術審査証明事業（建築技術） 業務手数料規程		頁 No. 3 / 3
		BTRI-M203-08
2004年8月17日制定	2021年4月1日改訂	2021年4月1日施行

（審査証明手数料の還付）

- 第7条** 財団は、業務規程第32条第1項の規程に基づく審査証明手数料の還付は、220,000円（税込）の還付金を依頼者の指定する金融機関へ振り込むことにより行う。
- 前項にかかわらず、依頼者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。
 - 前2項の還付に要する手数料は、財団の負担とする。